

報告第6号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月28日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年5月14日

つくば市長 五十嵐立青

和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

令和元年10月1日 午後0時15分頃

2 事故発生の場所

つくば市吾妻二丁目8番地 文化会館アルス業務用駐車場入口付近

3 相手方

甲

(1) 住所 水戸市笠原町978番6

(2) 氏名 茨城県知事 大井川 和彦

乙

(1) 住所 牛久市

(2) 氏名

4 事故の概要

館外での自動車図書館業務を終え業務用駐車場に戻って来た際、駐車場入口スライド式門扉に接触し、甲とつくば市が持分を設定して所有する門扉の車輪1か所を損傷させた。また、接触の衝撃で門扉がレールから外れて傾き、当該門扉の隣に駐車していた乙の所有する自家用車を損傷させた。

5 和解の概要

(1) つくば市は、甲に対し、金22,790円を支払う。

つくば市は、乙に対し、金604,615円を支払う。

(2) 相手方は、その余の請求を放棄する。

(3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。